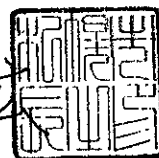


札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部
を改正する規則を次のように制定する。

令和7年6月5日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第44号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和
58年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「45の項、47の項第3号、59の項第3号」を「46の
項、48の項第3号、60の項第3号」に、「61の項第3号、62の項第3号、
63の項第3号若しくは65の項第2号」を「62の項第3号、63の項第3
号、64の項第3号若しくは66の項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。